

8. 中通高等看護学院における合理的配慮について

合理的配慮とは、障害のある人が教育を受ける権利を行使できるよう、当学院が必要かつ適切な変更・調整を行うことである。それは状況に応じて個別に必要とされることであり、かつ当学院に過度の負担を課さない配慮である。

合理的配慮は、当学院の教育目的、内容に照らし合わせ、必要とされる範囲で実施できるものに限られる。非障害者との比較において同等の機会を提供するものであること、教育目的・内容など本質的な変更には及ばないことに留意する。

1. 目的

本学院では、障害者基本法および障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき、障害の有無にかかわらず全ての学生の「学ぶ機会と教育を受ける権利行使」のために合理的配慮の提供に努める。

2. 支援対象と範囲

(1) 支援対象

支援対象の学生は、障害者基本法第2条第1号に定める障害者（「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」）で、本人が支援を受けることを希望し、その必要性が認められた者とする。

(2) 支援範囲

修学に関する事項（授業、試験、実習、特別活動等への参加など）について、障害のある学生の個別ニーズに基づいて支援範囲を検討する。なお、当学院への入学を希望する障害のある受験生の入学試験においても適応される。

(3) 支援範囲と認めないもの

- ・教育の目的、内容に関わる本質的な変更を伴うこと
- ・看護師国家試験受験資格の付与や卒業要件を変更・緩和すること
- ・成績評価に関する基準を変更・緩和すること
- ・教育とは関係のないプライベートにおいて必要な配慮を提供すること
- ・学校の現状に照らして体制面・財政面などにおいて、学院に過度の負担を課し、均衡を失し秩序を乱す懸念が生じること

3. 申請時における留意事項

申請は、希望する支援内容の提供を約束するものではない。また、これまで提供されていた支援内容が、必ずしも当学院で提供可能なものとして認められるものではない。

申請は、道理的配慮に基づく支援の目的に限って使用する。正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することはない。ただし、必要に応じ情報の一部または全部を関係者間で共有する場合はある。

4. 相談・支援体制

教務会にて障害のある学生の個別ニーズと当学院の教育目的に基づいた支援内容を検討し、障害学生支援の推進に取り組む。副学院長、教務主任が中心となり、クラス担任、副教務主任、スクールカウンセラー、事務職員、その他の関係者が連携・協力する。

5. 支援実施プロセス

障害のある学生への支援実施プロセスは以下のとおりである。

①相談	支援を求めたい学生は、クラス担任教員、授業担当教員、事務職員、スクールカウンセラー等に相談する。
②面談・協議	学生（場合によっては保護者も）は合理的配慮申請書（別記様式）を記入し、クラス担任に提出する。クラス担任、教務主任、副学院長（内2名で）と面談し、修学上の個別ニーズを確認し教務会にて協議する。
③合意	教務主任とクラス担任とで教務会で協議された支援内容を学生（場合によっては保護者も）に説明し、合意形成を図る。
④決定	副学院長は、上記のプロセスを経た支援内容を学院長に報告し、学院長の許可を得て決定する。（この間も学院長には経過報告しておく）
⑤実施	決定した支援内容を学生及び教職員に通知し、支援を開始する。
⑥評価・改善	支援開始後、適宜面談を行い必要に応じて支援内容を調整し支援の改善につなげる。

附則 この方針は2026年4月1日から施行する。